## 退職を理由とする被扶養者の申請方法

※対象者の状況に応じた書類をご提出ください。(○:必ず提出 △:いずれか1点提出)

	Α	В	C 待機期間		間終了後	D	Е
<ol> <li>失業給付金について</li> <li>②必要書類</li> </ol>	受給資格なし	放棄する	待期期間中	C-1 受 給 者 【※1】 以	C-2 受給者 [※1]	延長(中)す受給期間を	受給終了後の申さ
健康保険被扶養者(認定)異動届	0	0	0	内	え	る 〇	請
健康保険被扶養者(削除)異動届				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0		
所得証明書(原本)	0	0	0	認給定前		0	O[ <b>%2</b> ]
入退社日(退職理由)がわかる事業主の証明書(原本)				済のみ待			
雇用保険被保険者離職票―1・2 (原本)	$\triangle$	0		の期		$\triangle$	
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)				方 期			
雇用保険受給資格者証(必ず両面写)			0	は間申中	0		
雇用保険受給資格者証(必ず両面写) 支給終了日印字が必要				請に			0
受給期間延長通知書(原本)				不		0	
雇用保険失業給付受給に関する誓約書(別紙)		0	0	要		0	
健康保険被保険者証					0		

【※1】 扶養基準額は、基本手当日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上の方は5,000円未満で、 なおかつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

【※2】 『C. 待機期間中』の認定時に提出済みの場合は添付不要です。

## ① 失業給付金について

A. 受給資格なし ······ 加入期間不足など、受給資格がない方

B. 放棄する ····・・・・・・ 受給資格はあるが、受給を放棄する方

C. 待期期間中 ・・・・・・・・ 受給資格があり、給付受給までの待機期間中の方

 C-1. 受給者
 (※1) 以内 ・・・・ 受給開始し、基本手当日額が
 (※1) 扶養基準額以内の方

 C-2. 受給者
 (※1) 超え ・・・・ 受給開始し、基本手当日額が
 (※1) 扶養基準額を超える方

\*保険証が使用できるのは、支給開始年月日の前日(待機満了日)までとさせていただきます。

D. 受給期間を延長(中)する · · 妊娠・出産・傷病・親族の介護等の理由により、受給期間を延長する方

## ② 必要書類について

・入退社日(退職理由)がわかる事業主の証明書 : 必ず退職した勤務先が作成していること

・雇用保険被保険者離職票―1・2 (原本) : 退職した勤務先を管轄するハローワークより

・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写):退職した勤務先を管轄するハローワークより

・雇用保険受給資格者証 (必ず両面写) : 求職申込み後、ハローワークより発行

\*基本手当日額と認定(支給)期間が記入されていますのでご確認ください。

・受給期間延長通知書(原本): 受給延長手続き完了後(約1ヶ月)、ハローワークより発行

※申請手続きに時間がかかるのであれば・・・・『離職票−1・2(写し)』等を添付し、「○○のため受給期間延長手続き中、後日必ず提出します」と、本人が署名・捺印する。

## ③ 提出書類にあたっての留意

- 提出内容によっては、追加書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。
- 必要書類をご提出いただけない場合は、一旦扶養認定を取消しさせていただくこともあります。
- 認定後、健保組合への扶養取消し手続きを行わなかった(もしくは遅れた)場合には、扶養認定基準を満たさなくなった日まで 遡って資格を削除します。その際、同期間の医療費等も遡って返還していただきますので、ご注意ください。